



2022年4月12日号

VOL.153

INDEX

- ◆ 社員税理士 三瀬のコラム
- ◆ 4月から法改正！（社保・労務編）  
あおば総合社労士事務所より
- ◆ あおば職員の他己紹介
- ◆ 代表社員税理士 松尾より「補助金4選」



馬見丘陵公園のチューリップと桜 小林撮影

税理士 三瀬のコラム ものごとを捉える角度。～身近に感じる統計学～

春爛漫を装うトキメキの季節。周りの景色は、桜色に染まっています。不思議な事に、同じ桜並木でも、時間や天候、見る角度・場所によって、様々な色合いの表情をみせます。同じ何かを見ていても、どこを捉えているかで、景色は更新されていきます。今、世界で起こっている事象も同じことがいえるかもしれません。例えば、新型コロナウイルスを統計学の視点からみるとどのように映し出されるのか。ベイズ統計学の切り口から探索したいと思います。

前提条件は、実際に公表されている数値から考えましょう。まず、新型コロナウイルスの感染率は1%とします。以下、PCR 検査をした結果の確率分布です。

	検査結果陽性	検査結果陰性
ウイルスに感染している	70%	30%
ウイルスに感染していない	1%	99%

この表から、PCR 検査の結果、陰性であっても30%の確率で、検査をすり抜けてしまう可能性があります。また、PCR 検査は、真にウイルスに感染しているかどうかは分からないということです。では、問題です。この確率分布から判断して、「もし、PCR 検査の結果、陽性と判定された場合に、本当にウイルスに感染している確率は何パーセントでしょうか？」

答えがわかった方、あなたはスゴイ！

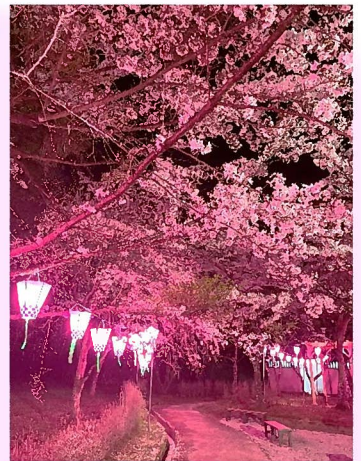
ここで登場するのがベイズ統計学です。公式は中学数学のレベルで非常にシンプルですが、今、最も注目を浴びている統計手法です。上記の確率をベイズ公式（下記を参照）にあてはめると、なんと！58.6%になります。1 回目に陽性になっても、58.6%の確率で偽陽性、つまり、ウイルスに感染していないことになります。

ここで、今一度、考えてみてください。「今日一日の感染者は〇〇〇人でした。」という感染者報道について、違和感ありませんか？仮に、感染者の定義を PCR 検査 1 回して陽性であった人を定義しているのであれば、その半数以上は、偽陽性になります。何気ない情報も、統計学の切り口からみれば、また違った情報を教えてくれます。

さらに質問です。では、何回検査すれば、ほぼ確実に感染しているといえるのでしょうか？答えは、簡単です。同じようにベイズの公式にあてはめればよいのです。条件は 1 回目の偽陽性の確率を代入します。すると・・・、今度は、何と 1.9%まで下がります。つまり、偽陽性の確率は 58.6%から 1.9%まで下がります。2 回検査し、2 回連続陽性と判定された場合は、98.1%の確率で真にウイルスに感染しているといえるのです。

どうでしょう。ベイズ統計学の特徴は、ひとつのエビデンスを積み重ねることで、より精度の高い確率を実現します。この手法は、AI や自動運転、がん検査に応用され、実用化が進んでいます。

我々のビジネスもまさに同じことがいえます。日々、トライ＆エラーを繰り返すことがいかに重要であるか。ビジネスの現場は、試行錯誤を繰り返すことで、自社のデータベースを構築し、成功確率を高めてくれます。



談山神社の夜桜 山田撮影

A が起こった後 B が起こる確率 × A が起こる確率

ベイズ公式

$$P(A|B) = \frac{P(B|A)P(A)}{P(B)}$$

B が起こった後 A が起こる確率      B が起こる確率

社員税理士 三瀬 義男

# 令和4年度法改正(社保・労務編)



今年度にスタートするさまざまな法改正の中から、社保・労務に関するもの、特に育児介護休業法についてご紹介します。内容を確認し、必要に応じて準備を進めていきましょう!



社長のQさん

先生! 育児介護休業法が変わるって聞いたけど?



社労士 中川

はい。育児介護休業法は4月1日と10月1日の2回に分けて改正されます。今年度の改正は男性の育児休業取得促進にスポットが当たっています。



社長のQさん

そういえば小泉進次郎さんが育児休業を取得してニュースになりましたね。昔は男性の育児休業なんて考えられなかったけど、最近は共働き世帯が増えているし、どう変わるのかな?



社労士 中川

4月1日の改定では**育児休業を取得しやすい環境の整備、意向確認が義務化**されます。「環境整備」は、育児休業制度に関する研修の実施や相談体制の整備(相談窓口設置)等が挙げられます。「意向確認」は、子が生まれることを申し出た労働者に対して、個別に育児休業制度について案内をし、育児休業取得の意向を確認することが義務づけられます。



社長のQさん

相談窓口の設置や育児休業制度の周知により、男性が育児休業を取得しづらい雰囲気無くし、かつ個別案内によって背中を押してあげるといことだね。



社労士 中川

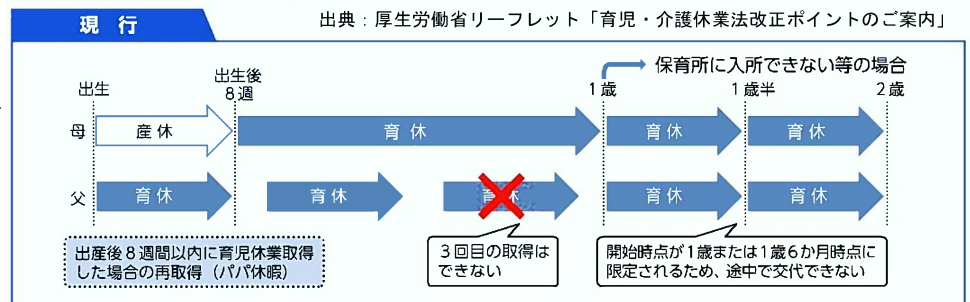
その通りです。もちろん**男性に限った話ではありませんので、女性にも意向確認**が必要です。

10月1日の改定では「**出生時育児休業(産後パパ育休)**」が創設されます。さらに**育児休業の分割取得が可能**になります。

現行の育児休業は原則1度しか取得できず、「**パパ休暇**」制度を利用する男性に限って育児休業を分割して取得可となっていますが、10月1日からは「**産後パパ育休**」で2分割、「**育児休業**」で2分割が取得でき、柔軟に育児休業を取得できるようになります。(右図)

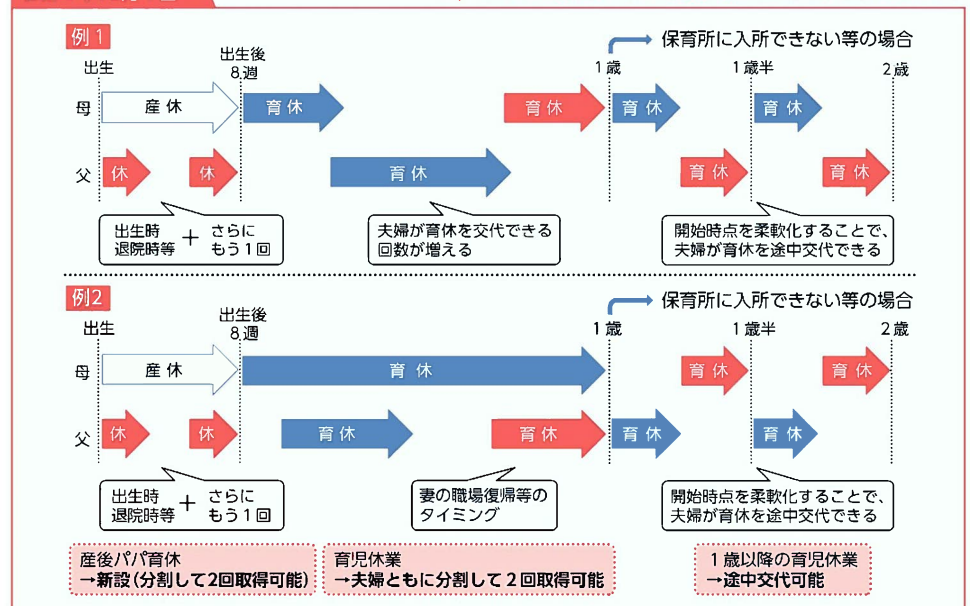


## 改正後の働き方・休み方のイメージ(例)



## 令和4年10月1日~

➡ ピンク色の矢印が、今回の改正で新たにできるようになることです





社長の Q さん

分割が可能になり、様々な事情に対応することが可能になりそうですね。



社労士 中川

はい。その通りです。育児休業制度の変更に伴い、育児休業中の社会保険料免除制度も変更されます。10月1日より、末日もしくは同月内に14日以上育児休業日を取得している場合は、社会保険料が免除になります。



社長の Q さん

今までは末日に育児休業を取得していた場合のみ免除だったけど、その月の大半で育児休業を取得していても社会保険料を免除出来ない、ということがこれでなくなるね。



社労士 中川

ただし賞与に限っては、連続して1か月を超える育児休業を取得しないと社会保険料免除の対象にならないように変更になります。



社長の Q さん

分かりました！  
従業員が育児休業を取得した際にあたふたすることのないよう職場の環境整備を進めていくよ！



### ～育児休業関係助成金のご紹介～

2021年度両立支援等助成金の「出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)」では従業員が育児休業を取得しやすい職場環境の整備に取り組み、男性従業員が育児休業を取得した際に、事業主に支給されます。

2022年度についても「出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)」は行われる予定です。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。



あおば総合社労士事務所



## あおばの職員があおばの職員を他己紹介



今回は、入社2年目の市川を税理士の山田と先輩の小林が紹介します！

市川氏はこの4月であおばに入社し2年目に入ったところですが、電子申告業務など我々の仕事の根幹となる業務を担っています。丁寧で真摯に仕事に向き合っている印象です。心配性で考えてしまいフリーズしてしまうこともあるようですが、この業界ではそれくらいが丁度いいのかなとも思いますし、経験と知識が増えればより一層お客様のお役に立てることと感じています。

趣味は洗車とのことであおば car の洗車の際には毎回大活躍です(マイブラシ、マイ洗浄液持参)。ブラックジョークが好きなのも見逃していません。洗車の時のような自信とブラックジョークを聞いたときに見せるような笑顔と声量であおばの経営理念である「我々の周りをたくさんの笑顔で満たしたい。」を達成してほしいと思います！  
社員税理士 山田

山田税理士からの紹介通り、仕事ぶりは慎重丁寧確実にこなしてくれています。

ちょうど私が昨年に定年を迎えたことと重なり、担当先の引継ぎで一緒に出張する機会も何度もありました。仕事ぶりと同じく、彼は丁寧な優しい運転です。小さいお子さんを載せているから当たり前かもしれませんが・・・

しかし、聞くところによると仕事上の彼とは違った一面が、月に1度の清掃の時間にみられるそうです。

普段の業務時間は、入社間もないこともあるので上司からの指示を受けることが多いのですが、社用車の洗車を担当すると、自分が先頭になって他のものに指示を出し、てきぱきと車を磨き上げていくそうです。洗車が好きなのか、車が好きなのか一度確認しようと思います。皆さんも洗車のノウハウをお聞きになってみてください！ 小林

昨年の4月に入社しまして早一年、目の前の業務に取り組む事で精一杯ではありますが、何か少しでも顧問先様に対して付加価値を提供させて頂けるように精進して参りたいと思います。まだまだ、分からない事が多いですが、幸いにも先輩方が親切に教えて下さり働きやすい環境であると実感しております。

洗車が趣味ですが、もっと仕事で目立てるように日々励みたいと思っておりますので宜しくお願い致します  
市川



# 補助金4選!

補正予算成立により徐々に各種補助金の公募要領が公開されています。

## 引き続き大きな補助額 **事業再構築補助金**

今回から売上減少要件のない「グリーン成長枠（最大1億円）」が創設され、通常枠でも売上減少要件が緩和されています。

⇒ 詳細は動画をご覧ください。

（約10分。字幕付きですので音声なしでも確認できます。）



広報やウェブ関連費など販路拡大費用に（商工会・商工会議所さん窓口）

## **小規模事業者持続化補助金**

・賃金引上げ枠で申請できないか検証が有効です。

類型	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	インボイス枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者については3/4)	2/3	2/3	2/3	2/3
補助上限	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円	100万円

## ITツールの導入費用に **IT導入補助金A型およびB型**

ITツールのうち「会計」「受発注」「決済」「EC」のいずれかの場合には

## **IT導入補助金デジタル化基盤導入枠**

類型名	令和3年度補正予算 デジタル化基盤導入枠			令和元年度補正予算 通常枠		
	デジタル化基盤導入類型		複数社連携IT導入類型		A類型	B類型
補助額	ITツール 5万～350万		PC・タブレット等 ～10万円	レジ・券売機 ～20万円	30万円～ 150万円未満	150万円～ 450万円以下
	内、5万円～50万円以下部分	内、50万円超～350万円部分				
機能要件	会計・受発注・決済・ECのうち1機能以上	会計・受発注・決済・ECのうち2機能以上	左記ITツールの使用に資するもの		1プロセス以上	4プロセス以上
補助率	3/4以内	2/3以内	1/2以内		1/2以内	
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料最大2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費			(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費 ⇒左記と同様 (2)上記(1)以外の経費 ⇒補助上限額は50万円 ×参画事業者数、補助率は2/3以内 (1事業あたりの補助上限額は、3,000万円(1)+(2)) 及び事務費・専門家費)		ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料1年分）、導入関連費

・補助に下限があること、そしてデジタル化基盤導入枠はPCやタブレットも対象になっているのが特徴です。

※③④ともにベンダーさんがIT導入支援事業者になっている必要があります。

※その他「事業承継・引継ぎ補助金」もサイトが公開されていますが、一部の公募要領が「後日公開予定」となっていますので、公開され次第メルマガなどでご連絡いたします。

代表社員税理士 松尾 潤

税理士法人 あおば 発行責任者 南谷正仁

本店 〒632-0071 天理市田井庄町 528  
TEL 0743-63-2361 FAX 0743-63-6223  
奈良センター 〒630-8115 奈良市大宮町7丁目1-33 奈良センタービルディング 6階  
TEL 0742-36-0020 FAX 0742-36-0021  
大阪事務所 〒550-0012 大阪市西区立売堀1-1-1 立売堀1番館4階  
TEL 06-6541-6790 FAX 06-6541-6789  
URL <http://www.aoba-atm.com> E-mail [info@aoba-atm.com](mailto:info@aoba-atm.com)

